川越市政だより

No.152　月1回10日発行一部2円（昭和32年6月10日 オ三種郵便物認可）
発行所　埼玉県川越市役所　新聞印刷社 印刷

人口のうごき
5月1日現在

人口	114.461
男	56.954
女	57.507
世帯数	23.663
出生（4月中）	140
死亡（〃）	70
前月比	609人増

広報ガイド

6月のメモ

▼農業危害防止運動（8月31日まで）
▼時の記念日（10日）
▼父の日（18日）
▼夏の健康を守る運動（7月20日まで）

教育委員会への出入りは一小正門より

市民会館が工事中のため、教育委員会事務局への出入りは、オ一小学校正門よりお願いします。

土地の立入り

土地改良事業調査のため、県の職員が市内の土地に立入り、測量や調査を行ないますのでお知らせします。
▼場所　川越市全域
▼期間　6月5日～39年3月31日

乳児の健康相談所開く

赤ちゃんは家庭の中心

赤ちゃんは自分の口から、その病状をうったえることはできません、したがつて、いちばん身近にいるおかあさんが、いつも赤ちゃんの身になつて、その状態をつきとめてあげるようにしたいものです。

診療所内に七月から
＝国民健康保険で＝

最近生後一カ年前後の赤ちゃんが病気していたり、脱臼等しているのをまったく気ずかずに、みすごされていた例がありましたが、そのまま放置しておきますと、子どもの将来のためにもまことにかなしいことです。

そこで市国民健康保険課では、きたる七月から、診療所内に乳児の健康相談室を設け、それぞれの医師や保健婦が担当して、かわいい赤ちゃんの病気などの早期発見や育児についての注意や指導にあたることになりました。

みなさんがたくさん利用していただき健康な赤ちゃんを中心に、明るい毎日をすごされるよう願っています。

開設の内容は次のとおりです。
▼開設日時
毎月オ二火曜日一時～三時　内科担当　福岡医師
毎月オ三火曜日一時～三時　整形外科担当　鈴木医師
▼開設場所
川越市連雀町三一一一
川越市国民健康保険川越診療所内（電話二一〇三四三）
▼相談料は無料です。

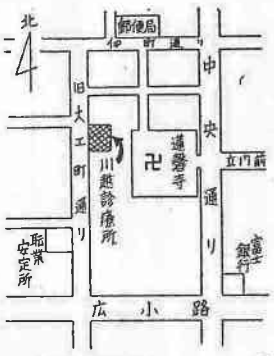

健康

赤ちゃんと

赤ちゃんにとって湿気は大敵です。赤ちゃんは自分で着物をぬぐことができず、水分もとれません。あまった体内の熱を汗や呼吸などによって外へだそうとしても、湿度が高いので発汗がさまたげられます。その結果…うつ熱といって、日中一八度前後の熱をだし夕方になってさがるという状態をくり返します。こうなりますと、食欲がなくなり、はきけや下痢などをおこすようになり、だんだんとやせてきます。また、アセモ、しっしん、とびひなどができ、ヒフがめだってきたなくなるのもこのところです。

さて、それではどうしたら赤ちゃんが楽につゆどきをすごすことができるでしょうか。

▼着物は気温の変化に応じて調節してあげましょう。ムシ暑い日はできるだけ薄着にし、手足を十分だしてあげることです。また、肌着やオムツは絶えずよくかわいた清潔なものとかえてあげて下さい。

▼行水は毎日、日中二十六度から二十七度くらいのぬるま湯でしてあげましょう。これはヒフ病やアセモの予防にもなります。

▼果汁や湯ざましなど水分はできるだけ十分与えることです。ミルクや食事は新しいものを与え、たべ残しは次にまわさないようにしましょう。

事業所・就業者流動統計調査にご協力を

▼事業所統計調査
この調査は3年ごとに行なわれ、ことしは7回目の調査です。
この調査の目的は、わが国の事業所の所在と、産業別、規模別、組織別分布を明らかにして、各種統計調査の基礎資料となるものです
▼就業者流動統計調査
この調査は、事業所統計調査の附帯調査として実施するものです。
この調査の目的は、県内事業所就業者の流動状況を市町村別、産業別、規模別には握し県の総合振興計画に必要な労働力の確保と適正配置の基礎資料となるものです
■7月1日現在で
この二つの調査は7月1日現在で行ないます。
近く調査員が、お宅の事業所へうかがいますのでよろしくご協力をお願いします。

発育は……

○生後三カ月で生まれたときの体重が基準になります。体重が次のように増加すればまず順調な発育といえます。
○生後一年で三倍
○生後三年で四倍
○生後五年で五倍
赤ちゃんの一日の体重増加は
一カ月～三カ月　二五～三〇グラム
三カ月～六カ月　二〇～二五グラム
六カ月～九カ月　一五～二〇グラム
九カ月～一二月　一〇～一五グラム

◎市で昨年実施した乳幼児一斉検診の結果の発育状況は別表のとおりです。大中小の区分は、厚生省乳幼児発育値の分類によりました。グラフ中の数字は%です。

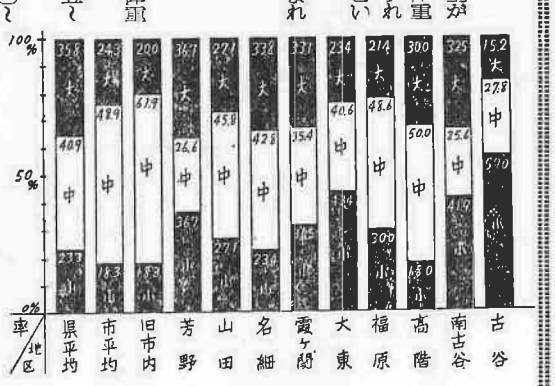

市民税を軽減

低所得者を中心に

今月は市（県）民税オ一期分の納付の月です。税金の納付については、いつも格別なご協力をいただき感謝しております。

市（県）民税は、市（県）民に広く負担を分任していただき、税金のゆくえを通じて、進んで市（県）政に参画していただこうといういわば市（県）民として最も親しみのある税金です。

この市民税個人所得割の税率のうち、課税総所得金額（基礎控除、配偶者、扶養控除等、所得控除後の金額）が七〇万円以下のものについて、今年から次のようにその税率が引下げられました。

したがって、近くお手許に送付いたします市民税は、この引下げられた税率によって計算されています。税率は次のとおりです。

課税総所得額	税率
新 一五万円以下の金額	一〇分の二
一五万円をこえる金額	三
四〇万円〃	四
七〇万円〃	五
一〇〇万円〃	六
一五〇万円〃	七
二五〇万円〃	八
四〇〇万円〃	九
六〇〇万円〃	十
一〇〇〇万円〃	十一
二〇〇〇万円〃	十二
三〇〇〇万円〃	十三
五〇〇〇万円〃	十四
旧 一〇万円以下の金額	一〇分の二
一〇万円を超える金額	三
二〇万円〃	四
五〇万円〃	五
一〇〇万円〃	六
一五〇万円〃	七
二五〇万円〃	八
四〇〇万円〃	九
六〇〇万円〃	十
一〇〇〇万円〃	十一
二〇〇〇万円〃	十二
三〇〇〇万円〃	十三
五〇〇〇万円〃	十四

こんな方は県民税の減額申請を

昭和三十七年度の個人県民税を納めた方のうち、昭和三十六年分の所得税を納め、昭和三十七年分の所得税を納めなくてよくなった方に対して、本人の申請によって納めた県民税の一部を減額お返しいたします。

該当する方は、市役所税務課の窓口に準備してある「昭和三十七年度県民税減額申請書」の用紙に、所用事項を記入して、六月三十日までに、税務課へ提出してください。

この減額してお返しするのは、申請のあった方のみに限られますから、該当者は特にご注意願います。これは昨年行なわれた国、地方税を通じて国民の負担を軽減するという目的の税法の改正で、所得税を大巾に減らし、その一部を県民税として移したのですが、県民税の課税のもととなる所得金額が一年前の昭和三十六年分の所得額になるため生ずる矛盾をなくすためとられた昭和三十七年度分のみに適用される特例です。

なお、このことについておわかりにならない方は、市役所税務課へお問い合せください。

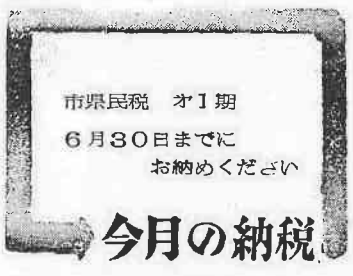

国保だより

療養費払い

やむを得ない理由により被保険者証を持たずに、または保険のきかない県外の医師、病院等で医療を受ける場合には、窓口で医療費全額を支払わなければなりませんが、後から請求すれば保険法の定めによって、医療費が支払われます。これを療養費払いといいます。次の場合には、療養費が支給されますから、市役所国民健康保険課または各出張所で請求手続をしてください。

1出さきでの急病または負傷のため、被保険者証を持たずに医療を受けたとき
2主治医のすすめ、またはやむを得ない理由により、埼玉県の国保のきかない県外の病院等で医療を受けたとき。
3輸血に使用した生鮮血の代金
4コルセットの代金
5付添人の費用、この場合は承認を要しますから緊急の場合を除き事前に申出て承認の手続きをしてください。

戸籍の窓口

……(5)……

親権とは

親権とは、親が未成熟の子を監護したり、教育したり、またはその他未成年の子に代って、法律行為をする親の権利であり、また義務でもあるわけです。昔は子供を見せ物やサーカスに売ったり、子供のいやがる女工や芸者にさせたりしましたが、このような親権の乱用は許されなくなりました。

親権に従う者は未成年の実子と養子で、子が成年に達すれば親権に服する必要はなくなります。また未成年者が婚姻したときもこれによって成年に達した者とみなされますから、親権に服さないことになります。そしてこの親権を行なう者を親権者といって、父母双方か、父または母の一方が親権者となるわけです。そこで親権は誰が行なうかくわしく申しますと、昔は独立の生計を立てている成年者以外の子は、すべてその家にある父の親権に服していて父がいないときなどに限って家にある母が親権を行なうことになっていましたしかし新憲法は個人の自由平等を保障しましたので、民法もこれに沿うよう個人の尊厳と男女の平等などを旨として改正され親権は父母が共同して行なうことになったのです。例えば、

1、父母の婚姻中は父母が共同して親権を行なう（例＝未成年者の所有する土地を売る場合とか、法律行為の同意をするとかの場合には、やはり父母が共同でしなければなりません）

2、父母が離婚するときは、父または母の一方を親権者と定めることになっておりますがもし協議ができないときは、家庭裁判所で親権をきめてくれることになっております。

3、法律上婚姻していない夫婦関係から生まれた子の親権者は母となりますが、出生届をした後父が認知して、父母が協議で父を親権者と定めた場合は、父が親権を行なうことになります。

4、婚姻中でも父母の一方が親権を行ないます。

5、養子については、実父母があっても養親が親権を行なうことになります。また、最後の養親が親権を行ないます

6、父母がともに親権を行なえないとき、又は死亡してしまった等の場合は後見が開始して、後見人が親権を行なう者と同じ権利義務を有することになりますが、後見についての詳しいことは、次巻の項で述べることにします。

7、その他、親権者である父を母に変更するには、家庭裁判所で子の利益のため変更する必要があると認めた場合に限って、変更することができます。

次に親権の内容にはどんなことがあるかと申しますと、子供の身分上、又はその財産上についての権利又は義務のことで、

▼子の身体を保護するとともに教育をすること。
▼子の監護教育のため居所を指定して、その居所で生活をさせること。
▼子供を監護教育するため、社会通念上その程度をこえない範囲で、子を懲戒することができること。
▼子に代ってその財産を管理すること。
▼子が十五才未満の場合は、子の縁組又は離縁についてその承諾をすること。
▼子が十五才未満の子に対する権利義務です。

戸籍の上での親権の取り扱いは身分上財産上オ三者の利害に影響を与えることが大きいので、これを一般に公開するため身分に関する重要な事項として、戸籍に記載されるわけです。

× × ×

食中毒

つゆどきは、気温や湿度があがり、バイキンがもっとも好む季節です。

このためたべ物がかびたり、くさりやすくなってややもすると食中毒をおこす危険があります。そこで食中毒を防ぐには、どういう注意が必要かをよく考えてみましょう。

▼料理はいつもきれいな手で行なうことです。とくに手に化膿している傷がある場合は十分注意しましょう

▼たべ物はかならずよく洗ってから料理することです とくになまのままたべるものは、洗剤などを使ってたんねんに水で流してください。また、火をとおせるものは十分熱を加えるようにしましょう。

▼保存のきかない魚や肉などのなま物は、なるべく新しいうちにたべるほうが無難です。冷蔵庫があってもあまり頼りすぎるのはやめましょう。

▼たべ物ばかり注意していても、食器や料理する道具の置き場所がよどれやすいところではなんにもなりません。ほこりやハエ、ネズミなどに汚されないように気をつけましょう。

節季のメモ

セキリ

セキリは伝染病の王者といわれるくらい多い病気ですことしも市内ではすでに六月までに昨年同期を四〇名も上回る五六名の患者がでています。

この病気はセキリ菌が口からはいって感染するのですからなま水や飲食物には十分気をつけなければなりません。このセキリ菌は、きわめてふえる力が強く、ほんの少しでも発病することがあるので、ユダンは禁物です。とくにこれから夏にかけては、食物がくさりやすい、バイキンを運ぶハエがふえる、ムシ暑さのため胃や腸が衰れるということで悪い条件が重なりますのでいっそう注意しましょう。

ききめも強いが毒性も強い

＝農薬の事故を防ごう＝

ことしも水稲、果樹をはじめ、あらゆる農作物に病害虫防除のため農薬散布の機会が多くなりましたこれらの農薬の中には、有機燐製剤（パラチオン製剤）のように、人畜や水産動物に極めて強い毒性をもち、一般の人には使うことは出来ないものも数多くあります。

市内でこれら特定毒物を使用して病害虫防除が行なわれる時期は、主に次のとおりですが、散布作業を行なう時は赤旗等を立てて共同防除により行ないますので、その附近には近よらないように、また次の点には特に注意して、事故を起さないようにしてください。

農薬散布の多い時期

▼水稲
苗代　四月下旬～六月上旬
本田　六月上旬～六月下旬（早植栽培）
　　七月上旬～七月中旬（普通栽培）

▼果樹　四月中旬～五月下旬
　　六月上旬～六月中旬
▼野菜　四月下旬～五月下旬
　　七月上旬～七月中旬の時期は最も地域が広い。

八月上旬～十月下旬

一般の注意事項

1、農薬散布作業をしている附近には、近よらないこと。

2、特定毒物の散布された田、畑には「立入禁止」の赤札が立てられますのでその田、畑、水路等には絶対にはいらないこと。

◆農家の方にお願い

農薬（特に有機燐製剤などの特定毒物）の使用については、危害防止上の注意事項をよく守り、みならず指導者の指示により、人畜、水産動物に被害の生じないよう十分注意してください。

また、PCP除草剤（PCP除草剤入り肥料を含む）は水産動植物に強い毒性があるので、これらの製剤の使用にあたっても指導者の指示を受け、間違いのないようにしてください。

農業構造改善とは

―どんな事業に補助されるか―

4

養蚕近代化施設

養蚕に関して、農業協同組合、農業法人、養蚕組合が行なう施設や機械に補助します。

共同栽培管理のための施設

桑園を管理するための動力薄耕、機動力防除機、動力撒布機、また育苗用施設などです。

共同飼育管理のための施設

稚蚕共同飼育所（一カ所一〇〇平方メートル）、壮蚕共同飼育所（一カ所二〇〇平方メートル以上）に対して補助します。

ただし、壮蚕共同飼育は五戸以上の協業経営（桑の栽培から飼育、販売、収益の配分まで行なう経営）であるものとされています。

以上が、今度の農業構造改善事業で国が補助するもののあらましですが、このほかに、土地改良や、施設で補助にならないものでも、農林漁業公庫資金や農業近代化資金から融資事業として認められれば、資金を借りて行なうことができるわけです。

スポットライト

体操祭

オ9回日本体操祭の埼玉県川越大会は5月11日．市民グランドで開かれ．市内小．中．高校．婦人会．レクリエーション団体など約3千名が参加．集団体操やダンス．民踊など数々の演技が盛大にくりひろげられました。

（写真は中学生のダンス）

クロッシングゲーム

楽しみながら交通のルールや標識をおぼえられるクロッシングゲーム（一種のリレーゲーム）が5月16日初雁中学校庭で行なわれました。集った生徒は各学校の代表5百名．背番号をつけて．道路標識にしたがいながら慎重にコースを回り．規則を完全に守って走り終ったチームが優勝になります。

（写真は熱心に訓練する中学生）

新しい家庭教育

＝3＝

子どもと遊ぶ家庭

功成り名とげたある商業経営者の父と子の話です。

父親は若い頃からの努力の甲斐あって、いまはある繁華街に店舗をもち、附近にかなりの土地をもつその町内でのやや財閥の部類ですところが、五人もいる子どもが父親に全くなつかず、大学を出て会社員になっている息子二人はじめみんな「お母さん、お母さん」というが「お父さん」とほいわないのみか、出ていけよがしの態度さえ見せる子もあるとのことです。

息子たちのいいぶんはこうです。

「お父さんは、ボクらが子どもの頃、ボクらに向って、ニッコリ笑って話しかけたためしがなかったもちろん、遊んでなんかくれなかった」「仕事、商売だ、そんなむだめしくいは、そっちへいっていろ」ということばかりいわれた。

「友だちが、お父さんと手つなぎで歩いているのがとてもうらやましかった」「あんなお父ちゃんがいまでもほしい」と日々にいっています。

お父さんの立場も、われわれにはよくわかります。商人として、のしあがるためには、ひと一倍の苦労もしなくてはならなかったのです。こうしておけば、いまに子どもも楽になると考えていたのかも知れません。

しかし「目的のために手段を選ばず」で、金をつくることにあせるあまり、日々の親子関係を無惨にふみにじってしまったらおしまいです。

こんなとき、仕事中でも、ちょっとふりむいて、一分でも二分でもいいから子どもに話しかけてくだされば、こんなことにならずにすんだでしょう。

お客の少い日とか、朝とか、ちょっとキャッチボールを五往復もしてくだされば なおよかったのです

赤いツバメを見つけたら

静岡県浜松市には．日本ではめずらしく．冬でも南の国へ帰らないツバメがたくさんいます。

静岡県では以前からこの学術的に貴重な越冬ツバメの生態を調査してきましたがことしも分布繁殖の範囲を調査するために．越冬中の180羽のツバメの胸部を赤く染めました。

これから夏にかけて．埼玉県内でもこれらの赤いツバメが見られるかも知れません。もしあなたが発見されたら．お手数でも次のことがらを静岡県庁林政課（静岡県静岡局区内）あてお知らせください。

▼報告者名．▼発見した年月日と時間．場所（地名）▼発見した時の状態及び羽数（①飛んでいた②電線にとまっていた③屋根の上にとまっていた④屋内に巣を作っている⑤路上⑥その他▼参考になること。

看護補助者の受講生募集

埼玉県では、県民の健康福祉をはかるために、看護補助者養成講習会の受講希望者を募集しております。

受講を希望される方は、次の講習要領をごらんのうえ、川越准看護学院にお申込みください。

▼受講資格

県内在住者または県内に就業を希望するもので、新制中学卒業者または、これと同程度以上の学歴を有するもので、年令は問いません。

▼講習会場

川越准看護学院（川越市西小仙波町一―八―一）

▼募集人員　三〇名

▼期間及び時間

昭和三十八年九月から十一月まで三カ月間

学科講義一〇八時間以上（週三日、一日三時間）実習四二時間以上

（この期間は多少変更されることもあります）

▼申込みと期限

昭和三十八年七月末日までに、川越准看護学院においでください。

▼その他

受講は無料です。受講許可通知は選考のうえ本人にします。

看護補助者の業務内容は、看護婦、准看護婦の行なう業務の補助、社会保険診療報酬請求事務等で、待遇は月額一万円以上。

句会だより

砂新田俳句会

村田　衣刀

若楓かけし巣箱にかげ淡し
自転車の荷に筍のむきだしに
脱落の卜蝎の尾むなし砂を刷く
待ち人の春霞に生れ笑み来たる
夢に色見き蛇苺美しく
春愁の戦れにせしオモチャの手錠

小金井つや子

病みしより夏帯解く手のやや疲れ
蛇苺石ける石をかくしけり

早川　初恵

花雪り死ぬかも知れぬ旅に発つ
春愁をきつき化粧に戦むれて

長谷川あさ

よい子の作品

子ねこのえんそく（バスの中）

一小三年一　新井万里子

1　えんそくにいこう

先生「これから、えんそくに行きましょうね。みなさんまいごにならないように、気をつけましょうね。」

と先生は、みんなにやさしくおしえてやりました。

先生「これから、バスにのって、うえのどうぶつえんというところにいくのですよ。これから、にんずうをかぞえますから、みんな二列にきちんとならびましょうね」

2　バスにのろう

先生「さあさあみなさん、じゅんばんにのりましょうね。おしたりしてはだめですよ、ほらほらバスがきましたよ」

プープーバスが、いくつも走ってきました。

みんなわあわあさわぎだしました

バスガール「さあみなさんのってくださいな。おさないでね。」

犬のバスガールはやさしくいいました。

ミー「えーん。えーん。ころんじゃったよ、みんながおすんだよ。」

ねこのミーは、なきだしました。

ねこの先生は、やさしくてあてをしてやりました。

3　バスの中

クリ「えーん、ねむくなったよ、せんせいねんねしてもいい。」

先生「いいですよ。でも、先生がおこしたらおきるんですよ。」

クリ「ウンおきるよ。」

4　クリのゆめ

さて、ねむってしまったクリはどんなゆめをみたでしょうか。

かいぞくフック「あ、クリがねている。しめしめつれていってやれ」

かいぞくフックがクリをつれて、いこうとしましたそのときですクリが目をさましました。

クリはびっくりしました、先生はいません、ともだちもいません、クリはなきだしました。そのときです

5　ついたぞ

先生「クリちゃんおきなさい。」

とつぜんやさしい先生の声がクリの耳にひびきました。

先生「どうしたのクリちゃん。」

せんせいはクリちゃんをだきあげました。クリはめをさましましたクリちゃんは、先生にだかれ、バスをおりました。

版画「そうじ」

名細北小学校五年　堀江清

話題

芳地戸で農休日

鶴ケ関出張所管内芳地戸地区（区長大室春吉さん）では、毎月一日十五日を農休日にきめ、この日には部落に農休日の旗じるしを掲げて地区ぐるみの休日を楽しんでいます。

芳地戸地区は、世帯数五十三、うち農家四十八、非農家五世帯という農家部落ですが、公民館運動がさかんで昭和三十七年度中「話し合い運動」のモデル地区になっていました。

農休日についても、この話し合いの場でとりあげられ、五月十五日から実施にふみきられたわけです

鶴ケ関公民館芳地戸地区分館長の水村金次郎さんは「時に婦人会の協力で農休日ができました。当日は部落八カ所に農休日の旗を出して、部落中休みます、この日を有効に使うように今後研究して、永く続けていきたい」と語っていました。

【写真は旗を立てる地区役員】

夏を健康で過すために

「ハエ」のはなし

蠅は天井の裏でも電灯の傘でも平気で、さか立ちして止っていますがどうしてあんな器用な真似が出来るのかと言いますと、蠅の足の裏に生えている細かい毛の根もとから、ネバネバした液を出してそれでへばりつくのだそうです。だから蠅が汚物の上に止ると、たちまち恐ろしい赤痢菌やチフス菌を足にくっつけてしまうわけですその上人糞を食べるから蠅の腸の中は人糞で充満していて家の中に飛んできて、食物にとまっては、それに排泄するわけです。

一匹の蠅の足の裏には二十九万、腸の中には八千七百万という、たくさんの微菌のいる事を証明した学者もいます。

このように蠅は恐ろしい生物で全く私達の敵といっても良いでしょう。

この恐ろしい蠅は卵からかえって十日もするともう親になって卵を生み始めますから四月の始めに一匹の雌の蠅を放っておくと八月の末には実に二億兆匹という大変な数になります。

これでは地球上は蠅で真黒になってしまいそうなものですが幸い蠅の世界にも病気もあり戦争もありますので計算通りになりませんが、とにかくこの厄介な蠅は見つけ次オ退治しましょう。